

一般社団法人官民データ活用共通プラットフォーム協議会定款

2018年6月19日作成

2020年6月18日改訂

一般社団法人官民データ活用共通プラットフォーム協議会：定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人官民データ活用共通プラットフォーム協議会と称する。
英語名称は” Data Platform Consortium” とする。略称はDPC とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本の強みを発揮しつつ、低コストで相互連携や横展開が可能な官民データ活用を実現して社会課題解決へ貢献するため、日本発の国際標準である OMA/NGSI 等のオープン API を活用したエコシステムを形成し、官民データ活用共通プラットフォームやその上で稼働する各種サービスを構築し、国内外での横展開を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「官民データ活用共通プラットフォーム」の定義とガイドライン化
- (2) 「官民データ活用共通プラットフォーム」の社会実装の推進
- (3) 前2号に関する政策課題及び市場・技術動向に関する情報収集・分析、調査、研究、提言
- (4) 前各号に掲げる事業の推進に資する関係機関、諸団体等との情報交換及び協力
- (5) 前各号に掲げる事業に係わる広報・宣伝活動
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業のほか、本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(個人情報の保護)

第6条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

2 個人情報の保護に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

第2章 会 員

(会員の構成)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、理事会員及び正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 理事会員 当法人の目的に賛同する社員総会で理事に選任された個人又は法人
- (2) 正会員 当法人の目的に賛同する個人又は法人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人又は法人若しくは団体
- (4) 特別会員 当法人の活動支援を表明する行政機関や非営利団体、有識者

(入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員又は特別会員となる。

(経費等の負担)

第9条 理事会員及び正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 理事会員及び正会員並びに賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 特段の理由のある会員については、理事会の決定によりその年会費を減額又は免除することができる。
- 4 特別の費用を必要とするときは、社員総会の決議により臨時会費を徴収することができる。

(退会)

第10条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。なお、会員が退会する場合であってもその会員が第9条に基づき当法人に支払った経費、入会費及び会費の返金は行わない。

(除名)

第11条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、その会員が正会員の場合は一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、賛助会員及び特別会員の場合は理事会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿等)

第13条 当法人は、理事会員及び正会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

- 2 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費及び負担金規程
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部の譲渡

- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議することを決議した事項
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。なお、招集の通知については、書面の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 当法人の社員は社員総会の決議につき、当法人の定める電磁的方法により議決権を行使することができる。なお、この方法により行使した議決権の数は、社員総会に出席した正会員の議決権の数に参入する。
- 3 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

- 第22条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を一般法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事のうち、1 名を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 理事は理事会員（理事会員が法人の場合はその社員又は役員若しくは使用人）とする。ただし、理事は3名を限度として会員以外の者を選任することができる。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(代表理事の職務の代理)

- 第26条 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、業務執行理事が代表理事の職務を代理する。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

- 第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第31条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

る。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

（構成）

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

（開催）

第34条 理事会は、原則として年4回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) その他法令で定めるとき。

（招集）

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 委員会

(委員会)

第41条 当法人は以下の委員会を設置する。

- (1) 技術ガイダンス委員会
- (2) 官民実装促進委員会
- (3) 分野横断課題委員会
- (4) プラットフォーム接続実証委員会
- (5) 外部連携委員会
- (6) 活動促進委員会
- (7) その他理事会が設置を決議した委員会

(構成)

第42条 各委員会の委員は、社員により構成する。

(委員長の選任等)

第43条 各委員会に委員長1名を置く。委員長は、理事会で選任し、代表理事がこれを委

嘱する。ただし、委員長は原則として理事会員であることを要する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会における取組状況及び今後の活動計画等について、理事会に報告しなければならない。
- 4 各委員会に副委員長 1 名を置く。副委員長は委員長の指名により選任される。
- 5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理し又は代行する。

(小委員会の設置)

第 4 4 条 各委員会は業務を遂行するに当たっては、理事会の承認を得て、委員会内に小委員会（ワーキンググループ；以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WG長は所属委員会の委員長又は委員長の指名する者がこれを務める。
- 3 WG委員は所属委員長の指名する者がこれを務める。

(招集)

第 4 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員会規則)

第 4 6 条 委員会の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、委員会の規則で定める。

第 7 章 運 営 及 び 組 織

(事務局)

第 4 7 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 業務執行理事は事務局を統括し、その事務を執行する。
- 3 事務局には会計担当及び所要の職員を置く。
- 4 会計担当及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(会長及び顧問)

第 4 8 条 当法人に、任意の機関として会長及び顧問を置くことができる。

- 2 会長は 1 名とし、理事会において任期を定めた上で、選任することができる。

- 3 顧問は 5 名以内とし、有識者等の中から理事会において任期を定めた上で、選任することができる。
- 4 選任した会長及び顧問は、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
- 5 会長は、この法人の運営又は事業に関する事項について、理事会及び委員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 顧問は、この法人の運営又は事業に関する重要事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるすることができる。
- 7 会長及び顧問の報酬は、職務の内容に応じ、理事会で決定する。また、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。
- 8 会長又は顧問が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会長又は顧問としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 8 章 財産および会計

(事業年度)

第 49 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 51 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第52条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第54条 本法人は、社員総会の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併契約の承認、事業の全部又は一部の譲渡をすることが出来る。

(解散)

第55条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(清算人)

第56条 本法人が解散したときは、代表理事がその清算人となる。

- 2 前項に規定する者のほか、社員総会の決議を得て、他の理事のうち清算人を選任することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人・一般社団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時社員)

第59条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都港区三田三丁目12番16号山光ビル8階
株式会社インターフュージョン・コンサルティング

設立時社員 東京都港区三田三丁目12番16号山光ビル8階
株式会社トリエス

設立時社員 東京都港区三田三丁目12番16号山光ビル8階
パスファインダーズ株式会社

(設立時役員)

第60条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

理 事	奥井 規晶
理 事	葛西 重雄
理 事	日沖 博道
代表理事	奥井 規晶
監 事	片桐 良行

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第62条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人官民データ活用共通プラットフォーム協議会設立のため、設立時社員株式会社インターフュージョン・コンサルティング、株式会社トリエス、パスファインダーズ株式会社の定款作成代理人である司法書士法人なないろ合同事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年6月19日

設立時社員 株式会社インターフュージョン・コンサルティング
代表取締役 奥井 規晶

設立時社員 株式会社トリエス
代表取締役 葛西 重雄

設立時社員 パスファインダーズ株式会社
代表取締役 日沖 博道

上記発起人の定款作成代理人 司法書士法人なないろ合同事務所
社員 塚本 夕香子

改訂履歴

1. 2019年5月20日 第2条第2項、第7条、第10条、第16条、第33条を改訂する。
2. 2020年5月20日 第9条第57条、を改訂する。